

## 組合土地区画整理事業交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する土地区画整理組合(以下「組合」という。)が施行する土地区画整理事業の実施に要する費用について交付する組合土地区画整理事業交付金(以下「交付金」という。)に関し、必要な事項を定める。

### (交付の対象)

第2条 交付の対象となる事業は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 組合が法第3条の4の規定に基づき、都市計画事業として施行するもの
- (2) 国の街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区であること。
- (3) 該当事業の施行後における道路、広場、公園、緑地及び河川等公共の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積のおおむね25%以上となるもの

2 法第120条の規定に基づき、国の街路事業の採択基準に適合する都市計画道(国の補助する街路事業に限る。)に係る公共施設管理者負担金を受け、又は受けようとする場合は、交付の対象としない。

### (交付対象の範囲)

第3条 交付の対象となる経費は、組合等区画整理補助事業実施細目(平成15年6月10日国都市第85号)第2に定める補助対象の範囲のうち事務費に係る部分を除くものとする。ただし、これによりがたい場合及び特に必要がある場合においては、市は、組合と協議して定めるものとする。

### (交付金額)

第4条 交付金の額は、施行地区内の都市計画(国の補助する街路事業に限る。)において定められた道路を用地買収方式により整備することとして積算した事業費を限度に、予算の範囲内において前条の規定により市長が認める額とする。

ただし、組合等土地区画整理事業補助金（昭和55年4月1日施行）の対象となっているものに係る費用を除くものとする。

（交付申請）

第5条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、社会資本整備総合交付金の内示後、速やかに組合土地区画整理事業交付金（変更）交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 組合土地区画整理事業交付金交付事業実施設計書（第2号様式）
- (2) その他市長が定める書類

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、交付すべきものと認めるときは、交付を決定し、組合土地区画整理事業交付金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（着手届）

第7条 申請者は、交付事業に着手したときは、組合土地区画整理事業交付金交付事業着手届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第8条 申請者は、交付事業に係る計画を変更（廃止又は中止）しようとするときは、あらかじめ組合土地区画整理事業交付金交付事業変更承認申請書（第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付金交付決定額に変更を生じる場合には、組合土地区画整理事業交付金（変更）交付申請書によるものとする。

（変更交付決定）

第9条 市長は、前条ただし書の規定による交付金の変更交付申請があったときは、その内容を審査し、交付額の変更を認めたときは、変更交付を決定し、組合土地区画整理事業交付金（変更）交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(年度繰越の協議)

第10条 申請者は、交付事業が着手した年度内に完了しない場合は、その理由又は交付事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出し、年度繰越の可否について、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、交付事業が完了したときは、組合土地区画整理事業交付金交付事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに当該交付事業の成果を市長に報告しなければならない。

- (1) 組合土地区画整理事業交付金交付事業精算書(第7号様式)
- (2) 組合土地区画整理事業交付金交付事業残存物件調書(第8号様式)
- (3) 組合土地区画整理事業交付金交付事業発生物件調書(第9号様式)
- (4) 組合土地区画整理事業交付金交付決定通知書の写し
- (5) 交付事業に関連する契約書の写し
- (6) 工事にあつては、完了後の写真
- (7) 物件移転補償にあつては、移転前及び移転後の写真
- (8) 完了検査調書の写し
- (9) その他市長が定める書類

(検査等)

第12条 市長は、申請者に対し、交付事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(交付金の額の確定の通知)

第13条 市長は、第11条の規定により実績の報告を受け、交付金の額を確定したときは、申請者に対し、組合土地区画整理事業交付金確定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(交付金の交付)

第14条 交付金は、交付事業の完了後に交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を概算払することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の組合土地区画整理事業交付金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の組合土地区画整理事業交付金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。